

福島イノベーション・コースト構想 イノベ地域ツアーコーディネート体制構築事業
「地域の価値向上に向けたブラッシュアップ事業の実施」第二次公募型プロポーザル方式募集要領

1 目的

福島イノベーション・コースト構想（以下「構想」という）の具体化を進めるためには、構想に参画する企業や働き手となる人材の確保が必要である。

そのためには、浜通り地域等の 15 市町村（*）（以下「イノベ地域」という）における構想関連企業の先進的な取組や、復興に向けて活躍している人々の姿を直接見て、知っていただくとともに、生活の場としてイノベ地域の魅力に触れてもらうことが大切である。

上記により、イノベ地域外の企業及び将来的な構想の担い手として期待できる若者を主要なターゲットとし、イノベ地域に呼び込み、構想の機運醸成を図る「地域の価値向上に向けたブラッシュアップ事業」を、イノベ地域の企業・団体等と福島イノベーション・コースト構想推進機構（以下「機構」という）協同で実施する。

この要領は、「福島イノベーション・コースト構想 イノベ地域ツアーコーディネート体制構築事業『地域の価値向上に向けたブラッシュアップ事業の実施』」において、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という）により事業受託候補者を選定する際の手続きについて、必要な事項を定めるもの。

（*）浜通り地域等の 15 市町村

いわき市・相馬市・田村市・南相馬市・川俣町・広野町・檜葉町・富岡町・川内村・大熊町・
双葉町・浪江町・葛尾村・新地町・飯舘村

2 事業の概要

本事業は、公募により提案を受けた事業を機構が審査し、選定した事業を応募者と機構が協議のうえ仕様を決定し、機構から応募者へ請負事業として依頼し実施する。

（1）事業費用

上限 5,500,000 円（消費税及び地方消費税の額を含む）

* 上記費用はあくまで上限額であり、事業費用は審査のうえ決定する。

（2）事業実施期間

契約締結日から令和 5 年 2 月 28 日（火）まで（最長）

（3）選定件数

2 件程度

3 スケジュール

内容	日時
質問書の提出期日	令和4年6月24日（金）
質問書への回答	令和4年6月29日（水）
参加表明書提出期日	令和4年7月6日（水） 17:00
企画提案書提出期日	令和4年7月13日（水） 17:00
審査（プレゼンテーション）	令和4年7月19日（火）（予定）
審査結果通知日	令和4年7月22日（金）（予定）
契約締結	令和4年8月下旬（予定）

4 参加資格等

プロポーザルに参加する者は、以下の要件のいずれも満たす者とする。

- (1) イノベ地域に主たる事業所または拠点を置き、交流事業や地域活性化に取り組む意欲を持つ企業や団体等
- (2) イノベ地域に主たる事業所または拠点は無いが、(1)と連携し事業を実施している企業や団体等
- (3) 提案資料の受付期間において、福島県が行う工事もしくは製造の請負、庁舎等維持管理業務の委託、物品の買入れまたは修繕の契約の入札について、指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 提案資料の受付期間において、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てまたは民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立てまたは民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者または再生計画の認可の決定が確定された者を除く）であること。
- (5) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう）または暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう）もしくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下これらを「暴力団員等」という）でないこと。
- (6) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ① 暴力団、暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - ② 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - ③ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
 - ④ 暴力団員等に対して資金を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - ⑤ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
 - ⑥ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。

5 選定方針

(1) 選定対象とする事業

- ・イノベ地域内の企業・団体等が、地域資源を活用した特産品や食の開発、ツアー、イベント、体験メニュー等の開発を行い、地域外との交流人口及び関係人口(*)拡大を図る事業。
- ・事業実施においては、地域外の方々のご意見を踏まえ、事業のブラッシュアップを図ること。
- ・過年度採択事業を継続実施する場合は、過年度の成果及び課題を踏まえた事業のブラッシュアップに加え、更なる地域への定着に向けた新しい取組を行うことにより地域価値向上を図る事業であること。

(*) 関係人口

イノベ地域と繋がりを持ち、復興支援、地域活性化、新たなビジネス展開、移住・定住等様々な活動を展開することが期待される人々

(2) 選定対象外とする事業

以下に該当する事業は選定対象外とする。

- ・構想との関連性が認められない事業
- ・次年度以降への継続性が認められない事業
- ・予算の組み換えに過ぎない既存事業
- ・更なる地域定着に向けた新しい取組が認められない過年度採択事業
- ・一方的な情報発信・PRや調査を主目的とする事業
- ・公金の使用用途として社会通念上不適切と判断される事業

6 募集要領及び各種様式等の交付

募集要領及び各種様式等の電子データは、機構のホームページから取得できる。

URL : <https://fipo.or.jp/>

7 質問等の受付

(1) 受付期間

上記「3 スケジュール」で定める期限内とする。

(2) 提出方法

質問書(様式第1号)により、機構宛てに電子メールまたはFAXで提出のうえ、必ず電話にて送付した旨を連絡すること。

なお、書面以外による質問の受付は行わない。

(3) 回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、機構のホームページに上記「3 スケジュール」で定める期限内に公表する。

8 参加表明書の提出期限及び提出方法

(1) 提出期限

上記「3 スケジュール」で定める期限内とする。

(2) 提出様式

事務局まで以下について指定部数を持参または郵送すること。

- ・郵送による場合、提出期限内必着とする。
 - ・持参の場合の受付時間は、月曜日から金曜日の9:00～17:00とする。
- ① 参加表明書（様式第2号）（正本1部）
 - ・応募は連名でも可（応募の段階で代表団体を定めるものとする）。
 - ② 会社の概要や実施事業分野が記載されたパンフレット等（5部）
 - ③ 役員一覧（様式第3号）（正本1部）
 - ④ 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書（様式第4号）（正本1部）

9 企画提案書等の提出期限等

(1) 提出期限

上記「3 スケジュール」で定める期限内とする。

(2) 提出書類

事務局まで以下について指定部数を持参または郵送すること（郵送による場合、提出期限内必着とする）。

- ① 企画提案書
様式任意（A4横・カラー両面印刷・表紙を除き20ページ以内）（正本1部 副本4部）
- ② 参考見積書
様式任意（業務の各項目に対応した内訳を記載すること）（正本1部 副本4部）

(3) 提案の内容

原則として、事業者の特長を活かした自由提案とするが、下記①～⑤の内容について盛り込み、事業費内に収まるように積算し提案すること。

- ① 構想及び本事業に対する考え方
- ② 事業提案及び提案理由
- ③ 実施スケジュール
- ④ 事業実施体制
- ⑤ 事業効果（見込み）

10 企画提案書の無効

次の各号の1つ以上に該当する場合、参加表明書及び提案書（以下提案書等）は無効とし、プロポーザルに参加できないものとする。

- ① 提出者が上記「4 参加資格等」に定める参加資格等を満たしていない場合。
- ② 提案書等の提出方法、提出先または提出期限に適合しない場合（なお、提出期限の日までに提案書等が到着しないことを理由に提案書等を無効とした場合、一般書留又は簡易書留による配達記録を有さない者からの異議は受け付けない）。
- ③ 虚偽の内容が記載されている場合。
- ④ 委託契約上限額の範囲内に収まっていない場合。

- ⑤ 提示した業務内容と大きくかけ離れている場合。
- ⑥ 提案内容に対して見積もりが不適切な場合。
- ⑦ 提案書の提出から契約までの間に、提案書で提示した事業実施体制に記載した担当者が本事業に携わることが困難になった場合（ただし、病気、事故、退職等、やむを得ない事情がある場合を除く）。
- ⑧ プレゼンテーション当日に出席しなかった場合（ただし、交通事故や自然災害等の不測の事態が発生し、プレゼンテーション開始時刻に到着できなかった場合を除く）。

11 企画提案書等の取扱い

提出された提案書等の取扱いは、次の各号による。

- ① 提出された提案書等は返却しない。
- ② 提案書等の作成及び提出に要する費用ならびにプレゼンテーションに要する費用は、提出者の負担とする。
- ③ 提出された提案書等は、審査及び説明のためにその写しを作成し使用できるものとする。
- ④ 提出された提案書等は、提出者の情報保護の観点から、原則として非開示とする（ただし、提出書類に虚偽の記載があった場合等、必要に応じて開示することもある）。なお、開示する際は、提案書等の写しを作成し、使用できるものとする。
- ⑤ 提出書類提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出すること。

12 選定方針

（1）選定方式

事業受託者の選定は、別途設置する「福島イノベーション・コースト構想 イノベ地域ツアーコーディネート体制構築事業『地域の価値向上に向けたブラッシュアップ事業の実施』プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」）」が行うものとする。審査委員会は、提案書等の内容を総合的に評価し、事業受託予定者（随意契約の予定者）を選定する。

なお、提出状況によって、審査の選定方式及びスケジュールが変更になる場合がある。

（2）プロポーザル審査

提出のあった企画提案書についてプレゼンテーションを受け、最も優れた提案者を選定する。

- ① 日時：上記「3 スケジュール」のとおり
- ② 場所：機構内会議室（福島市中町1番19号 中町ビル6階）（予定）
*新型コロナウイルス感染状況により、オンラインでの開催となる場合がある。
- ③ 概要
 - ・ 1社あたりの出席者は2名以内とする。
 - ・ 1提案者あたりの時間は、25分程度とする（15分以内のプレゼンテーション、10分程度の質疑）。
 - ・ プレゼンテーションに使用する資料は、提案書と同じ内容とし、追加の資料の配付は認めない。
 - ・ プレゼンテーションの日時や場所の詳細、当日プレゼンテーションで使用できる機器等は、参加表明書の提出のあった者に別途通知する。
 - ・ 審査の結果、上位複数社が同評価であった場合は、参考見積額が低価格で提案した者に決定する。

- ・ 審査結果は、プレゼンテーション審査に参加した全社に対して書面にて通知する。
- ・ 審査結果に対する異議申し立て、質問等は一切受け付けない。

(3) 審査基準

審査基準は以下のとおりとする。

審査項目	評価の視点	配点
事業遂行能力等		30点
事業体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本事業を実施するうえで十分な体制であるか。 ・ 新型コロナウイルス感染拡大等、不測の事態が起きた場合に対応できる体制であるか。 	
スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本事業を円滑かつ効果的に実施できるスケジュールであるか。 	
企画提案内容		70点
事業理解	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本事業の目的や事業内容を理解しているか。 	
企画性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 提案されたコンセプトやアピールポイントは的確か。 	
構想との関連性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 構想の取組との関連性はあるか。 	
独創性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本事業の効果を高める提案をしているか。 	
事業経費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業経費は適正であるか。 	
合計		100点

(4) 評価方法

審査項目ごとに評価点を付す。評価基準は以下のとおりとする。

点数	5	4	3	2	1
評価	優れている	やや優れている	普通	やや劣る	劣る

13 委託契約の締結

審査委員会が選定した最も適した提案書提出者と、機構財務規程に基づき契約交渉を行うが、上記10の無効条項等に該当する場合（提案書等の提出から契約までの間に該当することになった場合を含む）は、その者とは契約の締結は行わない。なお、この場合は、次点の者を候補者とする。

14 その他

- ・ 企画提案のあった規模を下回ることはできない。実現可能な提案とすること。
- ・ 提案書に基づく履行ができなかった場合は、契約金額の減額、損害賠償、契約解除、違約金などの措置を行う場合がある。

15 問い合わせ先（事務局）

公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構

福島オフィス 交流促進部 交流促進課 担当：鶴淵（つるぶち）・久留飛（くるび）

住 所：〒960-8043 福島県福島市中町1番19号 中町ビル6階

電 話：024-581-6893 FAX：024-581-6898

メール：kouryuu-sokushin@fipo.or.jp